

平成 年（家イ）第 号調停事件

旭川家庭裁判所調停委員会 御中

平成 年 月 日

申立人

相手方

印

電話会議システム利用希望申出書

私は、頭書調停事件の期日において、次のとおり電話会議システムの利用を希望します。利用に当たっては、下記の注意事項に従うことを約束します。

【通話場所】

家庭裁判所 支部 出張所
自宅 実家等 勤務先 その他（ ）
電話番号 - -

上記番号に掛けた際、最初に私が出られなかった場合は、電話に出た者に、裁判所からの電話であることを告げてもかまいません。

裁判所からの電話であることは告げず、氏名のみを名乗ってください。

【利用を希望する理由】

遠隔地に居住しているため

病気のため（病名等 ）

その他（ ）

【最寄りの裁判所に出頭できない理由】（自宅等を希望する場合）

実際に利用を認めるかどうかは、調停委員会の判断になりますので、御了承ください。

【注意事項】

- 1 通話場所は、原則として最寄りの裁判所になります。特別の事情により自宅等での利用が認められる場合は進行に関する照会回答書に記載された固定電話の設置場所となります。裁判所以外の場所では携帯電話の使用は認められません。
- 2 電話番号は、事件記録に記載されるため、相手が閲覧・謄写する可能性があります。当該電話番号を相手に知られたくない場合は非開示申出書を提出する必要があります。
- 3 期日当日は、電話のある部屋に家族その他の第三者を入れず、電話の音が部屋の外に聞こえないようにしてください。
- 4 電話には必ず本人が出てください。勤務先等、本人がすぐ出られない場合には職場内の取次をスムーズにしておいてください。
- 5 通話内容は絶対に録音しないでください。
- 6 電話会議システムの利用が認められた場合でも、利用に適しないと判断された期日については、期日への出席を求めることがあります。離婚又は離縁の調停を成立させる期日では、電話会議システムの利用は認められません。